

令和7年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

令和7年9月26日（金曜日）午前10時0分 開会

※開議宣告

- 日程第1 閉会中の継続審査申し出の件
（第52号議案から第54号議案まで）
- 日程第2 第43号議案から第51号議案まで及び請願第1号について委員長報告
（質疑・討論・表決）
- 日程第3 意見書案第2号上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- | | | |
|------|-------|---|
| 1 番 | 野 崎 | 良 |
| 2 番 | 在 永 | 恵 |
| 3 番 | 於 久 弘 | 治 |
| 4 番 | 毛 利 洋 | 子 |
| 5 番 | 中 尾 | 勉 |
| 6 番 | 井ノ口 憲 | 治 |
| 7 番 | 阿 部 輝 | 之 |
| 8 番 | 土 谷 信 | 也 |
| 9 番 | 成 重 博 | 文 |
| 10 番 | 松 本 博 | 彰 |
| 11 番 | 河 野 徳 | 久 |
| 12 番 | 安 東 正 | 洋 |
| 13 番 | 北 崎 安 | 行 |
| 14 番 | 河 野 正 | 春 |
| 15 番 | 菅 健 | 雄 |
| 16 番 | 大 石 忠 | 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 大 塚 栄 彦 |
| 総括主幹兼議事係長 | 水 田 健 二 |
| 総括主幹兼庶務係長 | 黒 田 祐 子 |
| 推 進 員 | 清 水 栄 二 |

○説明のため議場に出席した者の職氏名

- | | |
|-----|---------|
| 市 長 | 佐々木 敏 夫 |
|-----|---------|

- | | |
|---------------------|---------|
| 副 市 長 | 安 田 祐 一 |
| 市参事兼総務課長 | 飯 沼 憲 一 |
| 市参事兼企画情報課長 | 丸山野 幸 政 |
| 市参事兼社会福祉課長 | 田 染 定 利 |
| 市参事兼子育て支援課長 | 水 江 和 徳 |
| 市参事兼人権啓発・部落差別解消推進課長 | 後 藤 史 明 |
| 市参事兼農業振興課長 | 川 口 達 也 |
| 市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長 | |

- | | |
|-------------------|---------|
| | 首 藤 賢 司 |
| 市参事兼建設課長 | 馬 場 政 年 |
| 財 政 課 長 | 伊 藤 昭 弘 |
| 地域活力創造課長 | 小 野 政 文 |
| 税 務 課 長 | 瀬 々 信 吉 |
| 市 民 課 長 | 田 中 良 久 |
| 保 険 年 金 課 長 | 佐々木 真 治 |
| 健 康 推 進 課 長 | 近 藤 直 樹 |
| 環 境 課 長 | 塩 崎 康 弘 |
| 商 工 観 光 課 長 | 井 上 重 信 |
| 都 市 建 築 課 長 | 近 藤 保 博 |
| 上 下 水 道 課 長 | 近 藤 毅 |
| 地域総務二課長兼水産・地域産業課長 | |

- | | |
|------------------|---------|
| | 奥 田 浩 中 |
| 会計管理者兼会計課長 | 山 田 英 彦 |
| 選挙管理委員会・監査委員事務局長 | |

- | | |
|-----------|---------|
| | 古 澤 英 彦 |
| 農業委員会事務局長 | 東 本 久 |
| 消防長 | 山 田 幸 茂 |

教育委員会

- | | |
|--------------------|-------|
| 教 育 長 | 河 野 潔 |
| 市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長 | |

- | | |
|-----------------|---------|
| | 植 田 克 己 |
| 文 化 財 室 長 | 河 野 典 之 |
| 学 校 教 育 課 長 | 上 家 誠 夫 |
| 総務課 課長補佐兼総務法規係長 | |

- | | |
|---------|---------|
| | 矢 野 裕 治 |
| 主幹兼秘書係長 | 齋 藤 恭 子 |

○議長（北崎安行君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から、決算審査特別委員会に

において審査中の各決算認定議案について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第52号議案から第54号議案までについて、決算審査特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しております継続審査申し出の件の第52号議案から第54号議案までについては、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（北崎安行君） 日程第2、第43号議案から第51号議案まで及び請願第1号を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長（中尾 勉君） おはようございます。総務委員長報告。

去る9月19日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第43号議案、令和7年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容としては、国庫支出金、繰越金、市債などで財源措置されており、補正額は1億4,167万1千円の増額で、補正後の予算総額は176億7,352万2千円となっています。

歳出予算の内容としては、総務費では、ケーブルネットワーク事業特別会計の財源更正に伴い、一般財源からの繰出金を減額するものです。

次に、地方債補正については、し尿処理施設整備事業が追加され、防災情報伝達体制整備事業他3件の限度額の変更を行っています。

審査の中で委員から、小中学校の体育館へのエアコン設置では、国の補助金の率や起債の対応が変わってきたが、令和7年度からはどう変わり、市の一般財源の持ち出し分がどれだけ安くなるのかとの質疑があり、執行部からは、国の交付金が、補助率3分の1である学校施設環境改善交付金から、補助率が2分の1である臨時特例交付金に変わった。

地方債の取扱いについても変更があったが、本市では、過疎債を活用するため違いはあまりない。これにより、これまで、市の実質負担は20%程度だったものが、15%程度の負担となった。

それ以外では、断熱の取扱いが変更され、これまでの高度な断熱が求められていたものが、簡易な断熱でも補助対象になった。

そういったところで、市の負担はかなり軽減されているとの答弁がありました。

次に、繰越金の関連で、令和6年度決算の経常収支比率が90.0%だということは分かるが、開会日での市長による提案理由説明では、前年度と比べ3ポイント上昇と述べたが、3.5ポイントではないかとの質疑があり、執行部からは、令和5年度の経常収支比率が86.5%であり、令和6年度が90.0%なので3ポイントではなく、3.5ポイントの上昇であるとの答弁がありました。

審査の結果、第43号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第44号議案、令和7年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算（第1号）について、真玉庁舎のケーブルテレビのスタジオに設置しているエアコンが故障し、それによる入替え工事を行ったものであり、その財源として過疎債を活用するため、財源更正するものです。

審査の中で委員から、過疎債に変えることによって、市の一般財源がどれだけ削減できるのかとの質疑があり、執行部からは、今回の工事において、約37万円の一般財源の持ち出しが減るということになるとの答弁がありました。

審査の結果、第44号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第48号議案、豊後高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、市の住民基本台帳に記録されていない者を特定するための固有の番号を付番・管理・利用等を行う事務について、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員から、今回の改正による、おおよその該当者についての質疑があり、執行部からは、事務ごとにたくさん種類があるので、全体の数は掌握していないとの答弁がありました。

審査の結果、第48号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第49号議案、豊後高田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員から、本市においても、家族の介護をするということで休業する方が何例かあるのかとの質疑がありました。執行部からは、過去では、令和2年度に無給の介護休暇を利用している方が1人いたとの答弁がありました。

審査の結果、第49号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第50号議案、豊後高田市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第50号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（北崎安行君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 社会文教委員長報告をいたします。

去る9月22日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第43号議案、令和7年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の主な内容としては、総務費では、戸籍の振り仮名の法制化に伴うシステム改修などに要する経費が計上されています。

民生費では、高齢者に対する補聴器の購入補助に要する経費などが計上されています。

教育費では、桂陽小学校の放課後児童クラブの実施に伴う教室再編に必要な空調設備の整備に係る経費及び高田小学校並びに高田中学校体育館の空調設備新設に伴う設計委託料に要する経費などが計上されています。

審査の中で委員から、高齢者補聴器購入費補助事業では、今後の市民の要望があれば、補助限度額引き上げや支給対象を非課税世帯ではなく、全ての65歳以上の高齢者にできないかとの質疑があり、執行

部からは、補聴器に対する補助制度は、国の責任において持続可能な制度として創設されるよう市長会などを通じて継続して要望してきたが、制度の創設までには至っていない。

そのため、高齢者の要望などを踏まえ、今回、国に先行して市独自の取組として実施するものである。

全国の事例では、県の補助事業を活用し、補助金を設定している自治体もあるが、大分県では補助事業の取組はなく、全ての財源を市独自で補填する必要がある、増額や非課税世帯の枠の撤廃は難しいと考えているとの答弁がありました。

次に、桂陽小学校の放課後児童クラブの利用児童数の増加見込みによる、空き教室を活用する経費については、委員から、今後、児童クラブの利用料が無償化になれば、他の学校の児童クラブの利用児童も増えると思う。この対応は、桂陽小学校だけのものなのか、他の学校ではどうなのかとの質疑があり、執行部からは、ほかの学校でそういった状況になった際には、利用できる教室があれば、可能な限り提供していきたいと考えているとの答弁がありました。

その他、高田小学校及び高田中学校の体育館の空調設備新設に伴う設計委託料の差の理由について、並びに今後の他の学校体育館への空調設備新設の検討についての質疑があり、執行部からは、設計委託料の差については、面積では高田中学校の体育館のほうが大きい、高田小学校の体育館は老朽化のため断熱対策に費用がかかる。恐らく、設計書の枚数が増えることでの金額差であると思う。また、他の学校体育館への設備の検討については、新たに国で創設された2分の1に引き上げられた交付金の対象が、避難所となる学校の屋内運動場の空調設備の新設及び関連工事となっている。現時点では、今後どこに設置するかは決定していないが、避難所として指定されている小中学校の体育館を主体に検討していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、第43号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第46号議案、財産の取得について（小・中学校教育用タブレット端末）については、小・中学校教育用タブレット端末を取得するものです。

審査の中で委員から、今後のタブレット端末の更新時期、対象となる数についての質疑があり、執行部からは、更新台数は、昨年度は490台、本年度は380台であり、現時点の児童・生徒、教職員数で計算す

ると、残り約830台を3年かけて更新する予定であるとの答弁がありました。

審査の結果、第46号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第47号議案、財産の取得について（土地）については、高田城二ノ丸跡の土塁について史跡公園用地として取得するものです。

審査の中で委員から、今回取得予定の場所は、山林部分が多いが、坪単価18,150円は妥当なのかとの質疑があり、執行部からは、今回の対象地については、現状では宅地ではないが、将来的に宅地になると見込まれる宅地見込み地として評価されており、一般的な農地や山林より若干高く評価される傾向にある。

今回の単価については、不動産鑑定事務所に鑑定依頼しており、妥当な金額と判断しているとの答弁がありました。

審査の結果、第47号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第51号議案、児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理については、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第51号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（北崎安行君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 産業建設委員長報告を行います。

去る9月24日、産業建設委員会を開会し、議長から付託されました請願1件並びに、本会議から付託されました議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、請願第1号、有害鳥獣捕獲報奨金の増額に関する請願書についてであります。

本請願の趣旨は、本市の有害鳥獣の捕獲報償金の増額を要望するものであります。

主な増額要望としては、イノシシでは、現行1万円を2万5千円に、鹿では、現行1万2千円を2万5千円とされています。

本請願の審査に先立ち、紹介議員から本請願の趣

旨などについての説明を受けました。

その後、審査に入り、採決に先立ち、各委員から賛成・反対それぞれの立場で意見が出されました。

まず、採択に賛成の意見としては、林業も農業も被害が出ており、捕獲しなければならない。要望額のままではなくても、少しでも引上げてもらいたいというものでした。

一方、採択に反対の意見としては、本市の有害鳥獣捕獲報償金の額は、県内ではトップクラスであり、引き上げは時期早々と思うという意見や、報償金が少ないという声を聞いていないという意見、そして、要望額に引き上げた場合は、年間6千万円以上の単費負担となり、実現困難であるという意見、その他、有害鳥獣駆除については、県や国などの広範囲の対策が必要であり、報償金の引上げについても県や国で対策してほしい。本市だけが引上げるというのは今の段階では反対せざるを得ないなどというものでした。

その後、採決を行い、賛成少数により、請願第1号については、不採択とすべきものと決しました。

次に、第43号議案、令和7年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の主な内容としては、商工費では、物価高騰対策プレミアム商品券事業（第10弾）や昭和の町の建物保全を目的とした長寿命化対策改修の経費助成に要する経費などが計上されています。

審査の中で委員から、昭和の町魅力持続化事業では、不動産を店舗として貸し付けている物件も補助対象となるのかとの質疑があり、執行部からは、本事業は、昭和の町の景観維持を目的としており、要綱に基づき、今回は建物の所有者に助成するものであるとの答弁がありました。

審査の結果、第43号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第45号議案、市道路線の認定及び廃止については、市道路線を整備するものです。

審査の結果、第45号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（北崎安行君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

有害鳥獣捕獲報奨金の増額を求める請願について、賛成討論をいたします。

イノシシ、鹿など有害鳥獣による大分県内の農林水産物の2024年度の被害額が、11年ぶりに増加をしたと。大分県の公表によりますと、被害総額が1億5,700万円で、前年度に比べて1,600万円の増加、前年度よりも被害が約1割増加をしていることが明らかになりました。

本市では、狩猟免許を取った方々による猟銃による捕獲、わなによる捕獲が行われておりますが、昨年度は、イノシシで約1,700頭、鹿で約2,800頭を捕獲しております。

まあ私も倉田市政時代から議論をしてきておりますけれども、これだけの捕獲量というのは過去最大ではないかと、ご尽力に感謝を申し上げたいと思うんです。

しかしながら、イノシシや鹿というのは、繁殖力が高い、そのために、捕獲が有害鳥獣の増加に追いつかない状況が続いています。被害を食い止めるために補助事業として、今、各所に防護柵が設置されておりますが、実は、いろいろと声を聞くんですけども、その防護柵をイノシシや鹿が突き破って侵入をして、農作物を食い荒らす、この被害がなお続いております。

よって私は、さらに、その防護柵を補修するにも、高齢者が多いために、なかなか補修もできないし、なお被害が広がるという悪循環も起こっております。

よって私は、被害を食い止めるためには、イノシシや鹿などの有害鳥獣を捕獲数を増やしていく、そして、個体数を減らしていく、このことが鍵ではないかと思えます。

猟銃やわなでの狩猟者は、現状では高齢者が多い状況です。今後、若い人のこの狩猟従事者が求められております。しかし、わなによる捕獲では、わな

そのものを購入する経費や、あるいは、それを設置をしたり、捕れた鹿などを運搬するなどにもかなり経費がかかっておりますし、猟銃による捕獲についても、猟犬の餌代やけがしたときの病院代なども経費がかかっております。

そのために、この市の捕獲報奨金を今回増額をしてほしいという要望の請願であります。

私は、この報奨金の増額をさらに進めれば、今後、若い方を含めて、狩猟者を増やすことができるし、そして、この有害鳥獣の捕獲量をさらに増やすことができるし、被害を食い止める大きな力になると確信をしております。

よって、請願の趣旨、この捕獲報奨金の増額を求めることに、議員各位のご賛同をお願いをいたしまして討論といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の一括採決するもののうち、請願第1号を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するもののうち、請願第1号を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願第1号について、起立により採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。よって、原案について採決いたします。

議席に設置されている賛成、反対いずれかのボタンを押した後に、請願第1号を採択することに賛成する諸君は起立をしてください。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北崎安行君） 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定い

9月26日

たしました。

○議長（北崎安行君） 日程第3、意見書案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)について、提案理由の説明を申し上げます。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育ての施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。

加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められている中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで、骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要、また、不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、別紙11項目の実現を求めるものです。

以上、本意見書について、議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北崎安行君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより意見書案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（北崎安行君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり、派遣することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

○議長（北崎安行君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年第3回豊後高田市市議会定例会を閉会いたします。

午前10時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 北 崎 安 行

豊後高田市議会議員 松 本 博 彰

豊後高田市議会議員 河 野 徳 久